

第1章 計画改定の背景と基本的事項

1 計画の目的

山形市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、平成24年3月に「山形市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、温室効果ガス¹の排出量を削減するため、主に省エネルギー²の推進や再生可能エネルギー³の導入などの対策・施策を推進してきました。

この間、地球温暖化対策を巡る国内外の動向は大きく変化しており、2013（平成25）年9月の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）⁴の第5次評価報告書」では、現状のまま何も対策を講じなければ、21世紀末の世界平均地上気温は、最大で4.8℃上昇する可能性があるとし、早い段階での温室効果ガス削減の必要性を訴えました。それを受けて2015（平成27）年11月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP⁵21）では、196の国と地域が2020（平成32）年度以降の温暖化対策に取り組む新たな枠組みである「パリ協定」⁶が採択され、翌年、発効されました。

また、国では、パリ協定を受けて平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、2030（平成42）年度、2050（平成62）年度に向けた新たな温室効果ガス削減の目標を定め、更に「地球温暖化対策推進法」の改正を行い、地方公共団体もこの目標に向けた一層の地球温暖化対策が求められることとなりました。

このような国内外の動向を鑑み前計画の策定から5年が経過していることから、山形市は、前計画の取り組みを総括したうえで、「山形市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、引き続き市民・事業者・市の三者が連携しながら地球温暖化対策の更なる推進を図っていきます。

¹ 大気中のガスの中で、太陽からの熱を地球に封じ込めて地表を暖める働きを持つガスの総称。

² 石油・電力・ガスなどのエネルギーを効率的に利用し、その消費量を節約すること。

³ 一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー（太陽光、水力、風力、バイオマス、地中熱など）。

⁴ 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策について、科学的な見地から包括的な評価を行う組織。数年おきに「評価報告書」を発行している。

⁵ COPとはConference of the Partiesの略。条約を批准した国が集まる会議。一般に条約ごとに設けられる、その条約の最高意思決定機関。末尾に会議の開催回数をつけて表す。

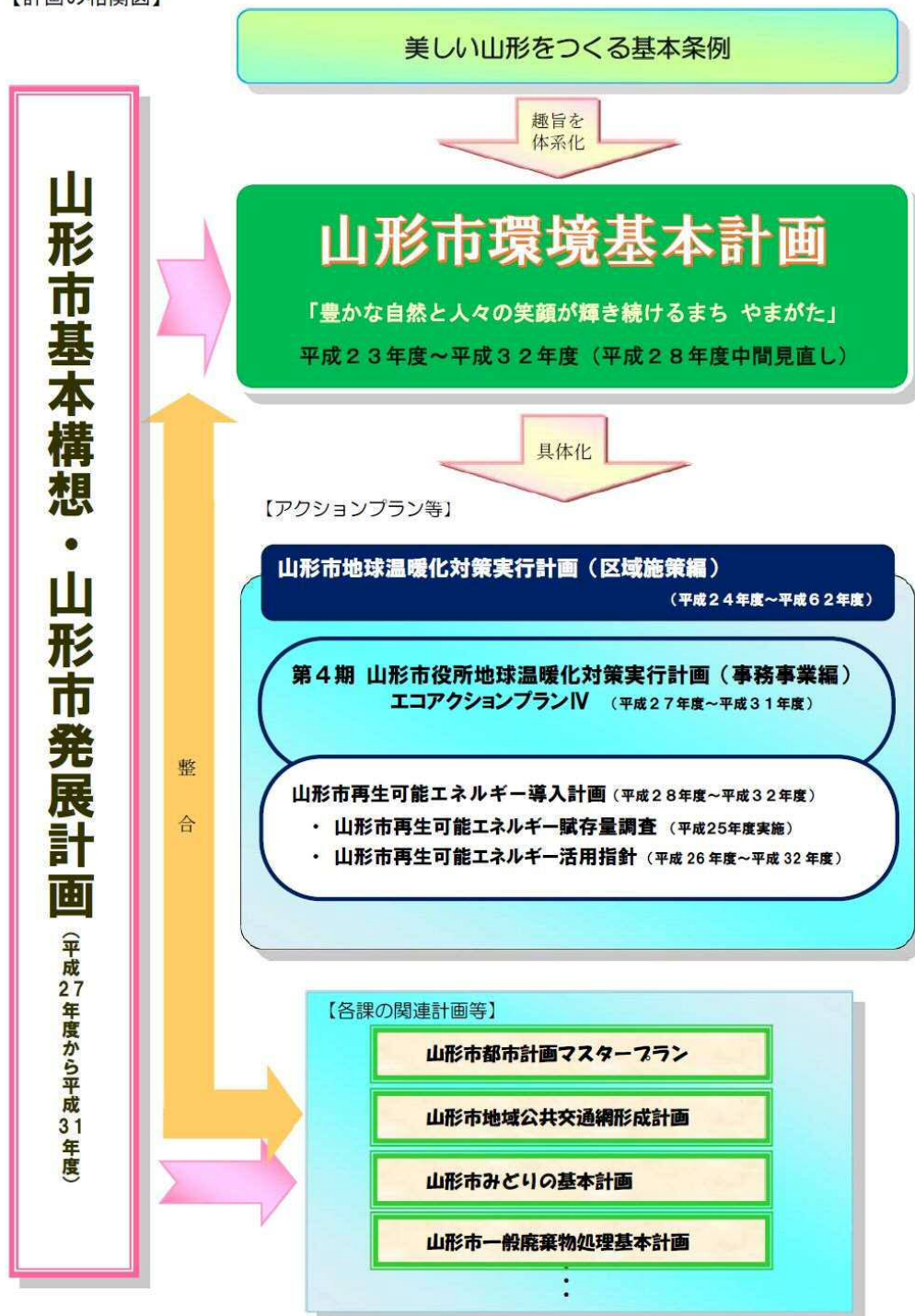
⁶ COP21が、2020（平成32）年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた国際的な協定。日本は2016（平成28）年11月8日に批准した。

2 計画の位置づけ

本計画は、「山形市発展計画」（平成 27 年度策定）及び「美しい山形をつくる基本条例」（昭和 63 年 3 月 22 日公布）の下に策定されている「山形市環境基本計画（平成 28 年中間見直し）」（平成 29 年 3 月）の地球温暖化対策に関する内容を具体化するための計画として位置づけられています。

また、先行して「山形市再生可能エネルギー導入計画」（平成 29 年 3 月）を策定していることから、本計画においてその内容を包含していくものとします。

【計画の相関図】



3 計画期間

本計画の期間は、短期、中期、長期に分けて設定します。国が示す目標年度を踏まえて、短期目標年度は2020（平成32）年度、中期目標年度は2030（平成42）年度、長期目標年度は2050（平成62）年度とします。

ただし、国内外、県等の動向に加え、地球温暖化の進行、対策技術の発展等に応じて、適切な期間ごとに見直しを行うこととします。

4 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、山形市全域とします。なお、山形市外においても、山形市の施策に関連して効果が見込まれる再生可能エネルギー導入量や温室効果ガス削減量を算定対象に含めることとします。